

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(国土交通省・内閣府・総務省・環境省)

【本市の提案・要望】

- 防災・減災、国土強靱化の推進に係る財源の確保
- 巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための制度の拡充・継続及び財政支援
- 気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援

【現状・課題】

- 本市は、大きな河川と海に囲まれた平坦な低地で、内水や高潮等の水害に弱い地形であるため、過去から高潮対策や治水対策に取り組んできたところであるが、気候変動の影響による災害の全国的な頻発・激甚化や、南海トラフ地震については、マグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率が「80%程度」に引き上げられるなか、将来にわたって災害に強くてしなやかな都市として成長・発展していくためには、ソフト・ハード両面から、国土強靱化に向けた取り組みを、より一層進めていく必要がある。

(防災・減災、国土強靱化の推進に係る財源の確保)

- 今後、取り組みを計画的かつ着実に推進するためには、「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組に対する財源について、物価高騰等への対応を踏まえつつ、これまで以上の規模で、安定的、継続的に確保するとともに、各年度の当初予算においても積極的に配分されたい。

(巨大地震や激甚化する風水害への防災・減災対策を推進させるための制度の拡充・継続及び財政支援)

- 防災・減災対策の推進には、大阪港内埋立地の浸水対策、底質ダイオキシン類の除却含む気候変動を踏まえた海岸堤防の嵩上げ・改良や下水道施設の浸水対策、河川護岸の耐震対策など、洪水・高潮、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための対策を推進するために必要となる国費総枠の拡大と継続的な財政支援および補助制度の拡充が必要である。特に、危険物取扱施設に近接した箇所の堤防耐震対策は、高度な技術力を要するため国直轄事業による早急な対策が必要である。
- 緊急交通路の無電柱化や、能登半島地震での教訓を踏まえた上下水道一体の地震対策など、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための対策を推進するため、継続的な財政支援と制度拡充が必要である。
- また、国土強靱化に向けた取り組みを、より一層進めていくためにも、防災・減災対策を促進できるよう創設された緊急自然災害防止対策事業債の制度拡充及び、緊急防災・減災事業債を含めた期限延長が必要である。

(気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援)

- 地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念され、気候変動対策の推進は地球規模での対応が求められる喫緊の課題とされているなか、市民の安全安心な暮らしを確保するインフラにおいても、脱炭素にかかわる役割と責任を積極的に果たしていくことが必要となっている。このため、道路の脱炭素化の推進に資する取り組みや、防災・減災に資するグリーンインフラの創出など脱炭素化の推進に対する基準整備や財政措置等の支援が必要である。

担当：大阪港湾局・建設局・消防局・危機管理室

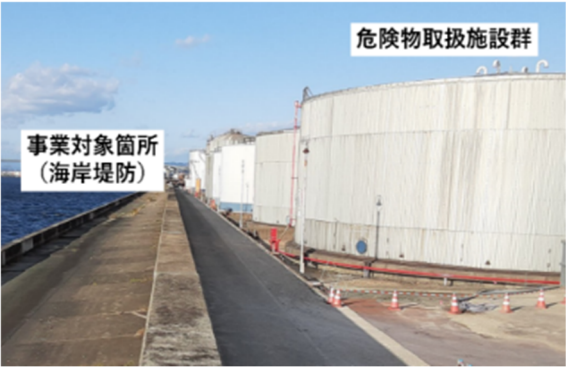
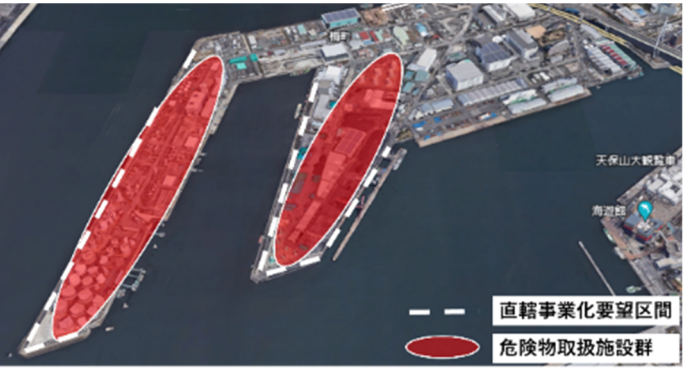
○防災・減災、国土強靱化の推進に向けた「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組みへのこれまで以上の規模での安定的・継続的な財政支援

主な本市対策事業	
■大規模地震に備えた社会基盤施設の耐震対策 ・海岸・河川堤防の耐震・液状化対策 ・下水道施設（排水施設）の耐震対策 ・上下水道が一体となった地震対策 ・河川護岸の耐震対策 ■気候変動の影響を踏まえた水害への備え ・気候変動を踏まえた海岸堤防の嵩上げ・改良 ・気候変動を踏まえた下水道施設による浸水対策 ・大阪港内埋立地の浸水対策（護岸等の嵩上げ等） ■災害耐力の低下を防ぐためのインフラ老朽化対策 ■災害復旧段階の災害への対応強化 ・都市基盤の復旧・復興に不可欠な道路区域境界線座標データの整備	■緊急輸送・避難に資する交通ネットワーク機能や防災拠点機能の強化 ・緊急交通路の無電柱化 ・無電柱化と連携した下水管渠の耐震対策 ・道路ネットワークの機能強化対策 ・道路交通の低炭素化（安全快適な自転車利用環境の創出） ・グリーンインフラを活用した防災・減災対策 ・防災拠点としての公園整備 ・指定緊急避難場所の指定に向けた橋梁の耐震対策 ■消防・防災体制の強化 ・消防車両、防災拠点等の整備

○防災・減災、国土強靱化の推進に向けた制度の拡充・継続

項目	提 案
➤ 緊急自然災害防止対策事業債 ➤ 緊急防災・減災事業債	・ 期限延長 ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象拡充（排水機能確保に資するポンプ施設等の改築・管渠施設の改築 等）
➤ 気候変動の影響を踏まえた高潮対策（海岸堤防の嵩上げ・改良）及び浸水対策（下水道施設の更なる整備）（グリーンインフラを活用した防災・減災対策）	・ 海岸堤防の嵩上げ・改良等と一体となった底質ダイオキシン類の除去に関する「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の財政措置の延長を含む必要な財政支援 ・ グリーンインフラを活用した防災・減災対策の補助制度の拡充（市内全域対象）による都市の防災力強化
➤ 橋梁耐震対策	重点配分対象事業に関する要件緩和（各要素事業の事業費の要件） ・ 指定緊急避難場所の指定に向けた橋梁
➤ 危険物取扱施設の近接箇所における堤防耐震対策等の直轄事業化	堤防背後に危険物取扱施設が立地している此花地区の対策にあたっては、企業活動に極力配慮した高度な技術力が必要 ・ 国直轄事業による堤防耐震対策等の実施
➤ 緊急交通路の無電柱化	・ 電線管理者による単独地中化の促進や電線管理者への包括委託に関する仕組みの構築

危険物取扱施設近接箇所の直轄事業化（大阪港 此花地区）



○気候変動に対するインフラ分野における脱炭素化の推進に関する支援

項目	提 案
➤ 脱炭素社会に向けた取組（道路の脱炭素化の推進に資する取組）（グリーンインフラを活用した防災・減災対策）（カーボンニュートラルも見据えた下水処理場再構築）	・ 道路における脱炭素化を推進するため、『道路分野の脱炭素化政策集』へ掲載した政策における財政支援、低炭素材料の導入に向けた基準整備等 ・ 雨水浸透・延焼遮断・温室効果ガス吸収など、多様な防災・減災に関する機能をもつグリーンインフラとしての樹木（街路樹・公園樹）の豊かな緑陰形成までの財政支援 ・ カーボンニュートラルをはじめとする複数の施策へ包括的・効果的に寄与する下水処理場の再構築事業に対する、個別補助制度の創設や交付金の重点配分

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備等

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 建築物の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 民間鉄道施設の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保
- 小学校体育館等への空調機整備を推進するための財政措置

【現状・課題】

- 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、大阪市内で震度 6 弱を観測し、今後も南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震基準以前に建築された住宅や、鉄道施設等が大きな被害を受けており、住宅の倒壊防止をはじめ、多数の市民が利用する建築物・鉄道の耐震性や、密集市街地の防災性を高めることの重要性が再認識されたところであり、建築物・民間鉄道施設の耐震化や、密集市街地の整備に着実かつ早急に取り組む必要がある。
- また、本市においては避難所となる小学校体育館等には未だ空調機が整備されておらず、令和 6 年能登半島地震での避難所生活の長期化を踏まえると、早急に避難生活環境の改善に取り組む必要がある。

(建築物の耐震化の促進)

- 民間住宅の耐震化を促進するとともに、東日本大震災における吊り天井の脱落被害を踏まえ、市設建築物の吊り天井脱落対策の着実な推進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」における民間住宅の耐震改修等に対する補助限度額の更なる引上げや令和 7 年度末までの時限措置とされている補助率の引上げ措置の継続、並びに市設建築物の天井の耐震改修に関する対象建築物に係る要件緩和、補助対象限度額の撤廃、補助率の引上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。

(民間鉄道施設の耐震化の促進)

- 民間鉄道事業者が国の基準に基づき行う鉄道施設の耐震化の完了に向けて、耐震改修費補助に係る地方負担額への起債充当を可能とする制度拡充及び財源の確保が必要である。

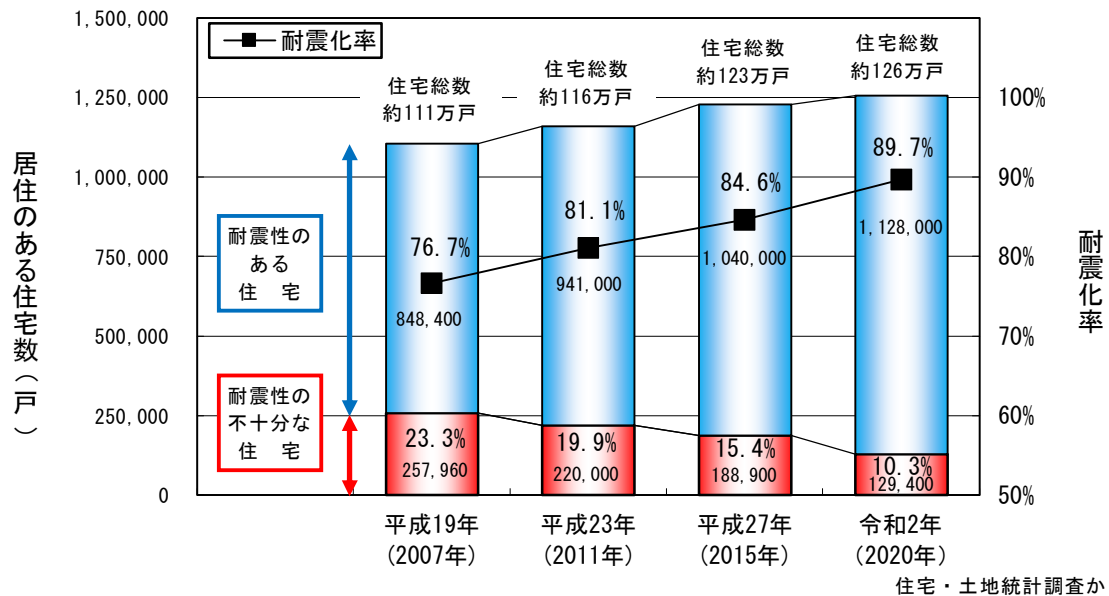
(密集市街地整備の推進)

- 国は住生活基本計画において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和 12 年度までにおおむね解消することを目標としており、大阪市には、この密集市街地に該当する約 210ha をはじめ、面的な災害の可能性が高い密集市街地が約 3,800ha あることから、民間老朽住宅の除却や建替えの促進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」について、令和 8 年度末までの時限措置として実施されている老朽建築物等除却補助における補助率引上げの継続及び財源の確保が必要である。

(小学校体育館等への空調機整備)

- 避難所となる小学校の体育館等に計画的に空調機を整備するには多額の費用と期間を要することから、緊急防災・減災事業債の期間延長などの財政措置が必要である。

○民間住宅の耐震化率の推移



- ・「大阪市耐震改修促進計画」(令和3年3月改定)において、民間住宅の耐震化率を令和7年までに95%とする目標を定めている。

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の概要

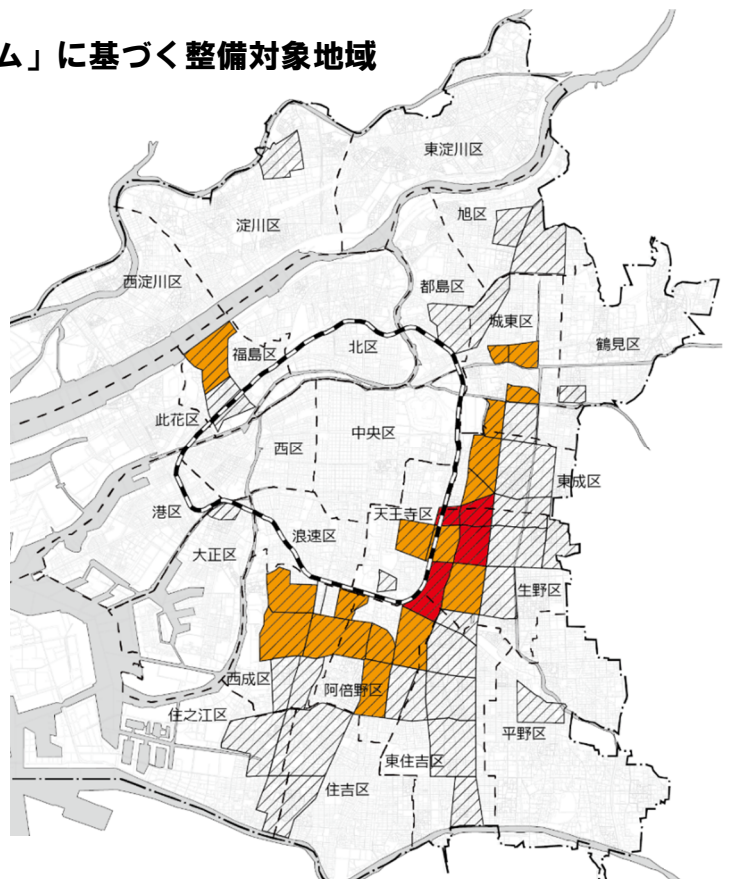
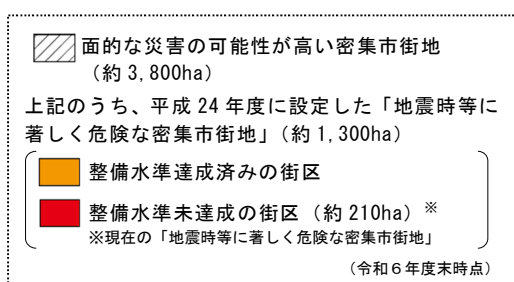
耐震補強の対象・地域	耐震補強の目標
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の橋りょう等※ ¹	速やかに
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区のPC桁を支えるラーメン橋台※ ²	令和9年度末
一日あたりの平均乗降客数が1万人以上のターミナル駅※ ¹	速やかに
緊急輸送道路等と交差・並走する線区の橋りょう等※ ¹	速やかに

・首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6弱以上が想定される地域が対象

※¹ 大阪市内の進捗率: 約99.4%(令和6年度末時点)

※² 令和5年4月1日の省令改正により追加

○「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づく整備対象地域



○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

◇ 将来を見据えたインフラ施設・市設建築物の老朽化対策

(国土交通省・総務省・経済産業省)

【本市の提案・要望】

- インフラ施設の維持管理・更新を推進するための制度の創設・拡充及び財源の確保
- 下水道事業に係る国庫補助制度の創設・継続及び重点的な予算配分の拡充
- 公共施設等適正管理推進事業債制度の延長及び対象の拡大

【現状・課題】

- 本市は、高度な都市機能を支える都市基盤として、古くから膨大な量のインフラ施設を整備してきており、老朽化も進行していることから、これまでに、道路、橋梁など個別施設毎に維持管理計画を順次策定し、長寿命化を基本とした維持管理・更新によりコストの平準化と抑制に取り組んできた。
- あわせて、令和7年3月に策定した「大阪市公共施設マネジメント基本方針」(第2期計画)に基づき、中長期的な視点に立って公共施設の維持管理をより計画的に進め、施設の安全確保・機能維持を着実に進めていくこととしている。

(インフラ施設の老朽化対策)

- 「国土強靱化実施中期計画」において、災害耐力の低下を防ぐための重点的な施策の一つとされている、**インフラ老朽化対策の更なる推進**に向け、予防保全による長寿命化や大規模改修・更新の計画的実施に加え、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故や水道管の漏水事故等を踏まえ、上下水道施設の老朽化対策が可能となるよう、これまで以上の規模で**予算・財源を確保**する必要がある。
- 道路施設、河川管理施設、公園施設及び港湾・海岸施設の計画的・効率的な維持管理・更新を推進するため、状態監視を確実に実施するための**点検費用の起債充当などの地方債に係る制度拡充**が必要である。また、老朽化による損傷により都市活動に与える影響の大きい施設等について、社会資本総合整備事業及び個別補助事業における**交付要件の緩和・重点配分対象施設の拡大・補助率の嵩上げ等**、維持管理・更新に係る**国庫補助制度等の拡充**が必要である。
- 水道の施設整備事業に関する交付金の採択基準の更なる緩和や対象施設の拡大、工業用水道の施設整備事業に関する補助金の老朽化対策への予算措置等、**水道及び工業用水道の更新整備に係る国庫補助制度の拡充**が必要である。
- 多種多様な施設の法定点検をより効率的・効果的に行うため、**コスト低減効果にかかわらず新技術の活用を可能とする制度拡充や、新技術を実用化するために必要な基準の整備や検討費用に係る財政措置**が必要である。

(下水道事業に係る国庫補助制度)

- 従来から下水道の公共性・公益性を踏まえ、使用者・地方・国、それぞれの責務が明確に示されている。これに基づく費用負担が前提となる**機能維持（改築）に係る現行の国庫補助制度の継続**が必要である。
- 「下水道事業における事業マネジメント」の考え方にに基づき、老朽化対策を起点として、**国土強靱化、カーボンニュートラル、広域化・共同化などに包括的・効果的に寄与する下水処理場再構築事業**に対し、**個別補助制度の創設や交付金の重点配分**が必要である。

(公共施設等適正管理推進事業債制度の延長・拡大)

- 令和8年度までの時限措置である「公共施設等適正管理推進事業債」について、制度の期間を延長するとともに、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署などの公用施設も対象とすることが必要である。

担当：建設局 大阪港湾局 水道局 政策企画室 都市整備局

○老朽化対策に係る財源の確保

〈防災・減災、国土強靱化の推進に向けた「国土強靱化実施中期計画」を踏まえた取組み〉

項 目	主な本市対策事業
予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	・ 道路施設の老朽化対策 ・ 下水道・河川の老朽化対策 ・ 都市公園の老朽化対策 ・ 港湾・海岸施設の老朽化対策

○地方債に係る制度の拡充

内 容	提 案
点検費用に係る地方負担額への起債充当	道路、河川管理、公園及び港湾・海岸施設の点検費用への起債充当

○交付金・国庫補助制度の拡充

施設	現 状	提 案
道路	「道路メンテナンス事業補助制度」対象施設 (道路橋、門型標識など5施設のみ)	舗装や大型標識(門型を除く)、共同溝などの点検・対策について、補助金の対象施設とすることで、老朽化対策を促進
河川	「河川メンテナンス事業補助制度」対象施設 (鋼矢板構造などの特殊堤護岸は対象外)	治水機能上及び背後地等の状況から、確実に機能確保を図る必要のある区間の鋼構造護岸について、耐震化等の強靱化と合わせた計画的な施設更新への重点配分及び長寿命化対策に係る国庫補助制度を創設することで、老朽化対策を促進
港湾・海岸	法定点検について、個別補助の対象外	道路施設と同様に、港湾・海岸施設も個別補助の対象とすることで、老朽化対策を促進
	港湾メンテナンス事業(港湾施設改良費統合補助)について、補助率1/3(港湾)	補助率を向上させることで、老朽化対策を促進 補助率1/3→1/2(港湾)
都市公園	公園施設のバリアフリー化について、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の交付金対象(通常配分枠のみ)	都市公園移動等円滑化基準に定める特定公園施設(便所、園路及び広場など12の公園施設)を重点配分対象化することで、優先的にバリアフリー化すべき公園施設のバリアフリー化を促進
	公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び公園施設長寿命化計画の策定に関する補助制度について、令和7年度までの措置	令和8年度以降の措置延長
水道	「水道管路緊急改善事業及び基幹水道構造物の耐震化事業(防災・安全交付金)、水道施設整備費補助」 ・ 採択基準(給水収益に占める企業債残高の比率や資本単価の要件、耐震化を加速する要件により、現時点で本市が交付を受けられる事業はない。) ・ 対象施設(管路については、基幹管路(導水管・送水管・配水本管)のみが対象)	採択基準を緩和及び対象施設を拡大することで、老朽化対策を促進 ・ 採択基準を緩和(給水収益に占める企業債残高の比率や資本単価の要件、耐震化を加速する要件の引下げまたは撤廃) ・ 対象施設を拡大(基幹管路のみならず、全管路(導水管・送水管・配水本管・配水支管)を対象)
工業水道	「強靱化事業(工業用水道事業費補助金)」に予算を限定	「改築事業(工業用水道事業費補助金)」への予算措置

○下水道整備に係る影響額(試算)

施設	項 目	提 案
下水	・ 現行の国庫補助制度の継続 ・ 処理場再構築における個別補助制度の創設や交付金の重点配分	・ 機能維持(改築)に係る現行の国庫補助制度の継続が必要 ・ 「下水道事業における事業マネジメント」の考え方に基づいた処理場再構築事業における個別補助制度の創設や交付金の重点配分

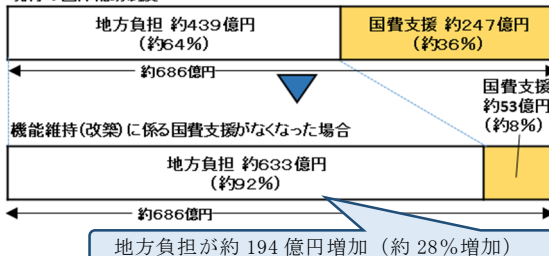
◇R7年度予算における財源内訳

R7年度予算 約686億円					
事業区分	単独事業 約195億円	補助事業 約491億円			
		補助事業(改築) 約388億円		補助事業(改築以外) 約103億円	
財源	起債など 約195億円	起債 約194億円	国費 約194億円	起債 約50億円	国費 約53億円

機能維持(改築)に係る国費支援 約194億

◇地方負担と国費支援の割合

現行の国庫補助制度



○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(2) 首都機能バックアップ体制の構築

(内閣府・内閣官房・国土交通省)

【本市の提案・要望】

(行政中枢機能のバックアップ)

- 国土強靱化基本計画等で示された方向性を政府業務継続計画等にも反映
- 防災庁の役割として中枢管理機能のバックアップ体制の強化を位置づけること及び防災庁自らのバックアップ拠点を大阪・関西に設置
- 平時からの機能分散も含めた大阪・関西におけるバックアップ体制の強化

(経済中枢機能のバックアップ)

- 企業等における本社・本部機能バックアップの取組を広めるための対策の実施

【現状・課題】

- わが国では、政治・行政・経済などの首都中枢機能が東京都心部の狭い範囲に集中しており、これらが麻痺すれば、日本全体が機能不全に陥る危険性を抱えている。
- 地震や火山噴火等の大規模災害はもとより、近年、地政学的リスクの高まりなども踏まえると、首都機能バックアップは早期に判断、解決すべき国家的課題である。

(行政中枢機能のバックアップ)

- 令和5年7月改定の国土強靱化基本計画及び国土形成計画では、三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による中枢管理機能のバックアップ体制の強化という方向性が示されており、政府業務継続計画等にも方向性に沿って定めることが必要である。
- 現行の「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）において、東京圏外の代替拠点として、「各府省等の地方支分部局が集積する都市（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等）」等を対象に検討することとされているが、いまだ代替拠点となる都市は示されていない。
- また、同計画は富士山噴火など首都直下地震以外の大規模災害発生時にも参考とするとされており、富士山噴火時には、東京圏内の代替拠点の機能不全の可能性がある。このため、令和7年秋頃の見直しにおいては、東京圏外での代替拠点を明示する必要がある。
- 令和8年度中の設置が予定される防災庁は、平時から不断に万全の備えを行う「本気の事前防災」を担うとされており、中枢管理機能バックアップ体制の強化を防災庁の役割に位置づけるとともに、防災庁自らのバックアップ拠点を各府省の地方支分部局等の集積等がある、大阪・関西に設置すべきである。
- 他の中央省庁においても、平時からの機能分散も含め、大阪・関西におけるバックアップ体制の強化に取り組む必要がある。

(経済中枢機能のバックアップ)

- 国全体の経済活動の維持継続の観点から、民間企業のバックアップ拠点構築の取組をさらに広げていくことは重要である。
- 東京都内に本社を持つ企業に対して本市が実施したアンケート結果では、「大阪府内」に本社機能のバックアップ拠点を構築している企業が最も多いことから、大阪・関西においてバックアップ体制整備を進める企業等に対する支援等に取り組む必要がある。

担当：副首都推進局

○国で示されている方向性

国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）＜抜粋＞

（略）とりわけ、災害対応や復旧復興で重要な役割を担う中央政府の諸機能については災害直後においても適切に維持・確保できるよう「政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）」に基づき取り組むとともに、東京に集中する人口及び諸機能の分散や政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進めることが重要である。

（略）広域的な機能の分散と連結強化の観点から、（略）その一環として、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワークにより三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により、人流・物流の多重性を確保し、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る。

国土形成計画（全国計画）（令和5年7月閣議決定）＜抜粋＞

（略）リニア中央新幹線を始めとする高速交通ネットワークの強化により、人流・物流が多重的に確保されることは、東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の強化とも相まって、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。

（略）東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする 中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。このうち、政府機能については、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項について更に検討を深める。

○国の動き

政府業務継続計画（令和7年秋頃見直し予定）

令和7年6月頃までを目途に首都直下地震対策検討ワーキンググループにより首都直下地震緊急対策推進基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けた議論が進められている。

防災庁の設置（令和8年度中の設置）

内閣官房が令和7年1月に立ち上げた「防災庁設置準備アドバイザー会議」において、半年程度かけて議論が進められている。

○大阪でのバックアップ事例

◆日本銀行

・大阪に所在するシステム・バックアップセンター、本店の代替業務拠点、大阪支店、業務継続要員などを活用することにより、業務継続を図る体制を構築

◆日本取引所グループ

・職員の駆け付けや電力供給の懸念から、関東でのバックアップ体制を見直し、大阪拠点を活用したバックアップ体制を整備

◆NHK

・大阪放送局から全国にニュースを流す時間帯を日々確保するなど、平時の業務の中に習熟のための訓練を組み込み

○バックアップ体制（災害対策本部機能）を既に構築しているエリア

（首都圏企業アンケート結果）

首都圏企業の約4割がバックアップ拠点に大阪を選んでいます



〈アンケート調査の概要〉

調査期間：2023年7月14日～7月31日

調査対象：東京都内本社の東証上場企業（2,111社）

調査方法：調査票の配布は郵送・回収はWEBまたは郵送

有効回答数：145社（7.08%）

○ 安全・安心で住みやすいまちづくり

(3) 地方税財政改革の推進

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえでの、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

【現状・課題】

(国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいのに関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。

(受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現)

- 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に、地方法人課税において、累次にわたり講じられた偏在是正措置については、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。
- 本来、地方法人課税については、地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという地方税の原則に基づく制度であるべきであり、地域間の税源の偏在を是正する手段として用いるべきではない。
- 現行の法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、原則に反する不適切な制度であり、速やかに撤廃し、法人市民税へ還元すべきである。

(国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきではない。

(地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

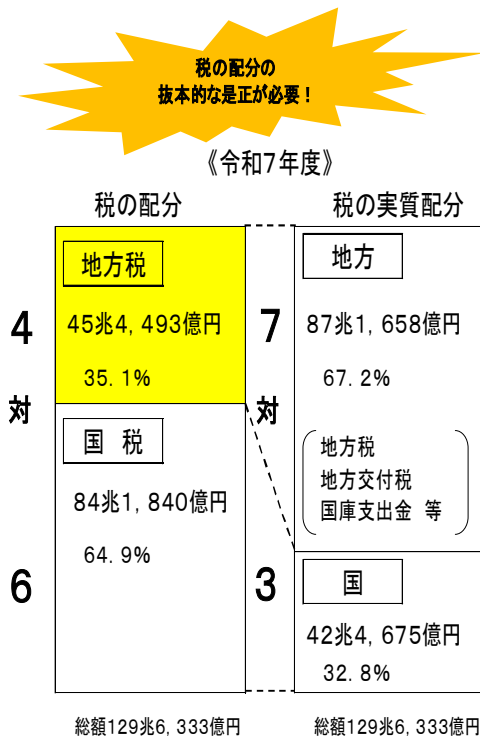
- 地方交付税について、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、増嵩する社会保障関係費などの財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税を含む一般財源総額について必要かつ十分な額を確保すべきである。特に、「年収の壁」の更なる見直しによる個人住民税の減収及び所得情報を活用する社会保障制度への影響や、揮発油税等のいわゆる暫定税率が廃止される場合の地方財源の減収が懸念されることから、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずるべき

である。なお、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に見込むなど、地方の実情に即したものとすべきである。

- 臨時財政対策債について、令和7年度地方財政計画において制度創設以来初めて発行額がゼロとなったものの、制度自体の廃止には至っていない。これまで地方において臨時財政対策債の発行により地方財源不足を補填せざるをえない状況が続き、市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率の引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。**
- 地方の保有する基金は、震災等の自然災害や感染症対策、金利の上昇など、今後の急激な環境変化に迅速に対応できる財政上の備えとして積立てを行っているものであり、その財源は、行政改革や経費削減等の地方の努力により捻出していることから、**基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきではない。**

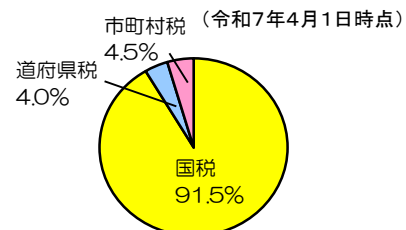
担当：財政局、関係各局

国・地方における税の配分状況



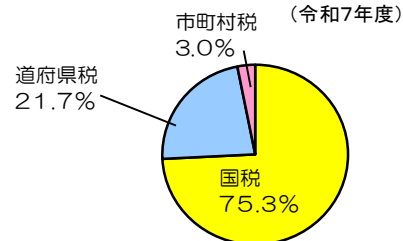
注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。
税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源（地方交付税など）を考慮したものである。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

消費・流通課税の配分割合



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.1%にすぎない。
4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

国庫補助負担金の改革

